

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

- ◆ 告示 保険医療機関等の指定
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良事業計画の決定
- 入会林野整備計画の認可
- 土地収用法による事業の認定(二件)

告示

鳥取県告示第二百十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保健医療機関及び保健薬局の指定をしたので、保健医

療機関及び保健薬局の指定並びに保健医及び保健薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	昭和五十五年二月二十日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	昭和五十五年二月二十七日
平井薬局	鳥取市元大工町四七―四	昭和五十五年二月十五日
上原薬局	日野郡江府町大字江尾一八六七―一	"
あさくら歯科医院	米子市西福原大沢五―六九四―五	昭和五十五年三月一日
スズカ薬局	鳥取市寺町三四―一〇	昭和五十五年二月十五日

鳥取県告示第二百二十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保健医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
スズカ薬局	鳥取市寺町三四一〇	昭和五十五年二月十五日
あさくら歯科医	米子市西福原大沢五 一六九四一五	昭和五十五年三月一日

鳥取県告示第二百二十一号

国民健康保健法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
スズカ薬局	鳥取市寺町三四一〇	全 国	昭和五十五年二月十五日
あさくら歯科医	米子市西福原大沢五 一六九四一五	〃	昭和五十五年三月一日

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日付けで倉吉市大谷七一四番地一坂根国之ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（四王寺地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（四王寺地区ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十三号

八頭郡船岡町大字見槻中一三八番地の二見槻中地区入会林野整備組合組
合長中尾眺明から申請のあつた見槻中地区入会林野整備計画については、
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法

律第二百二十六号) 第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

船岡町農業者トレーニングセンター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡船岡町大字坂田字竹谷中分、字竹谷口、字神明及び字竹谷奥

地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
船岡町役場

鳥取県告示第二百二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

青谷町

二 事業の種類

青谷町空浜公園新設事業

三 起業地

1 収用の部分

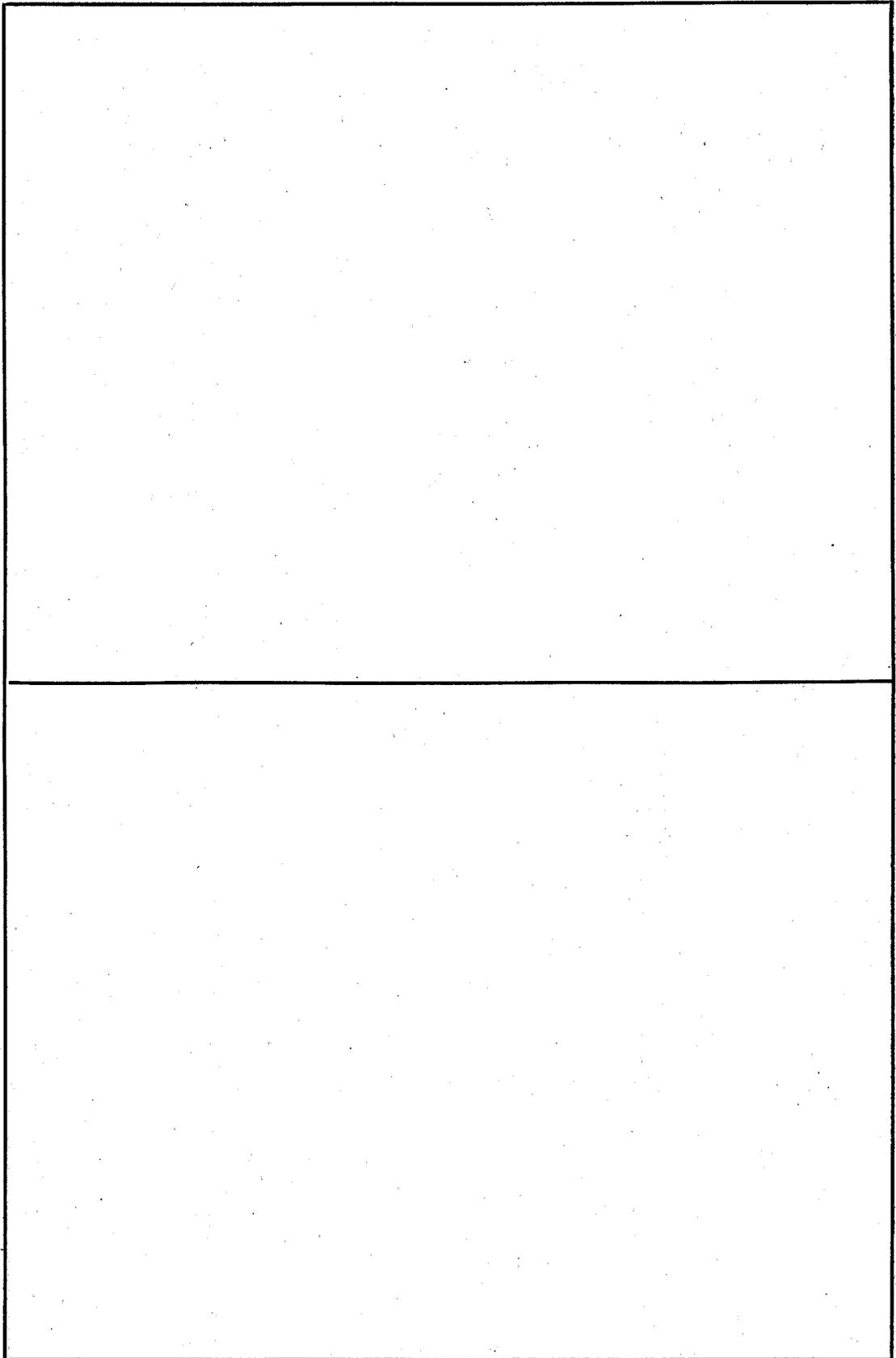
気高郡青谷町大字青谷字鹿野坂口及び字口堤谷地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】

